

公布された規則のあらまし

市村記念体育館設置条例施行規則（規則第五八号）

1 この規則は、市村記念体育館設置条例の施行に関し必要な事項を定めるととした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県総合運動場条例施行規則（規則第五九号）

1 この規則は、佐賀県総合運動場条例の施行に関し必要な事項を定めるととした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。